

川越市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード

訪問型サービス(みなし指定事業者用)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A1	1111	訪問型サービスⅠ		1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		38	
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	27	1日につき
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ		2,335	
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,635	1月につき
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		77	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		69	1日につき
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ		3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		122	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	85	1日につき
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	77	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算			1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

※サービスコードA1の色付きの項目については、事業対象者に使用することは想定しておりません。